# 令和6・7年度つくば市学校給食食材購入に係る協定書

つくば市(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)

は、つくば市の学校給食施設における学校給食用食材(以下「食材」という。)の発注及び納品等について、下記条項により協定を締結するものとする。

(目的)

第1条 この協定書は、子ども達の健康と健やかな成長及び食育推進のため、学校給食で使用する食材の衛生管理の徹底、品質の確保、発注及び納品の円滑化等を目的とする。

(協定の締結)

- 第2条 協定の締結にあたり、乙は、次に掲げる書類を提出する。甲は、当該書類を確認のうえ 適当と認めたときは、協定を締結するものとする。
  - (1) 食材納入品目一覧
  - (2) 直近の保菌検査結果(米飯・パン・麺・肉・魚・豆腐・こんにゃく・牛乳・みそ・しょうゆの取り扱い業者のみ)の写し
  - (3) 所轄の保健所から交付された食品営業許可証(食品衛生法において許可証が必要とされている業者のみ)の写し
  - (4) 所轄の保健所から交付された直近の食品衛生監視票(米飯・パン・麺・肉・魚・豆腐・こんにゃく・牛乳・みそ・しょうゆの取り扱い業者のみ)の写し(毎年提出)。なお、協定期間2年目は、年度当初の見積りとともに、提出するものとする。
  - (5) 申請日以前3か月以内に交付された登記事項証明書(法人のみ)又は身分証明書(個人事業主のみ)の原本又は写し
  - (6) つくば市に本店又は支店、営業所のある場合は、申請日以前3か月以内に交付された つくば市税に滞納がないことの証明書の原本又は写し
  - (7) 申請日以前3か月以内に交付された印鑑証明書の原本又は写し
  - 2 この協定の有効期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日ま

での2年間とする。ただし、期間の途中で締結した場合は、令和8年(2026年)3月31日までの期間とする。

# (地産地消)

第3条 甲及び乙は、つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドラインに基づき、地産地 消の推進に努めなければならない。

#### (発注)

- 第4条 食材購入のための見積り徴収は、協定書締結業者から、食材納入の確実性、協定書・仕 様書等の履行実績、地域性等を考慮して給食センターが行う。ただし、次の場合は協定書締結 業者以外から見積りを徴収し、発注することができる。
  - (1) 地産地消推進のため必要な場合
  - (2) 食育のため必要である場合
  - (3) その他、特に必要がある場合
  - 2 給食センターは、前項の規定により見積りを徴した業者のうちから、金額、品質、地産地 消等を勘案して食材購入業者を決定し、発注書を送付する。

# (食材納入)

- 第5条 乙は、発注書を確認し、別に定めるつくば市学校給食食材納入仕様書及び見積り条件等 に基づき食材を納入しなければならない。
  - 2 乙は、甲の指示した納入日時を厳守すること。ただし、事故や天災等、やむを得ない事態 が発生した場合には、直ちに甲に連絡し、甲の指示を受けなければならない。
  - 3 乙は、納入時に甲の許可なく、給食センター調理室内あるいは、学校の配膳室に入っては ならない。

#### (内容変更)

- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、納品内容を変更し、又は物資の納入を中止させることができる。
  - 2 乙は、事前に生産地あるいは成分表示などが変更となる場合には、甲に連絡し、指示を受けなければならない。

(検収)

- 第7条 乙は、物資を納入した場合には、甲の指定した者が実施する次に掲げる項目について検収を受けなければならない。
  - (1) 規格
  - (2) 品質
  - (3) 数量
  - (4) 品温
  - (5) 生産地
  - (6) 消費期限・賞味期限
  - 2 甲は検収の結果、不適格品、量不足等を認めた場合は、乙に対し、新たな食材の納入等を 指示するものとする。
  - 3 前項の食材返品、交換等の費用は、乙の負担とする。

(代金の支払い)

- 第8条 乙は、食材を納入し、かつ、甲の検収に合格した後に、書面により甲に代金を請求する ものとする。
  - 2 請求代金の支払いは、つくば市会計規則による。

(衛生管理)

- 第9条 乙は、物資の納入にあたっては、学校給食に関する法規、食品・公衆衛生に関する法規 などの関係法令及び通達、保健所の指導等を遵守し、衛生管理に万全を期さなければならな い。
  - 2 業務従事者は、衛生的かつ適切な服装をもって、物資の納入に当るものとする。
- 3 乙は、食材納入に使用する車両及び運搬容器等を常に清潔に保たなければならない。また 食材の適切な温度管理のために必要に応じ、冷蔵車及び冷凍車を使用するものとする。

(保菌検査)

第10条 乙 (茨城県食品衛生条例第5条第1項の許可業者に限る。) は、食品の製造及び配送等 に関わる業務従事者について、次に掲げる項目を含む保菌検査を実施するものとする。

- (1) 赤痢菌
- (2) サルモネラ菌
- (3) 病原性大腸菌O-157
- 2 保菌検査は、毎月1回以上(ただし、みそ・醤油等の加工業者は、年3回以上)実施し、 見積書提出時に、直近の結果の写しを提出するものとする。
- 3 乙は、保菌検査の結果、異常が認められた者は、業務に従事させてはならない。

# (業務の報告及び調査)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、この協定に定める乙の衛生管理等について報告を求め、または、甲の指定したものが店舗等の確認をすることができるものとする。
  - 2 甲は、前項の規定により報告を受け又は確認した結果、必要と認めるときは、乙に必要な 措置を命じることができる。
  - 3 食材に異物混入があった場合、甲は乙に対しその原因に関する報告書の提出を求めることができる。乙は報告書の提出を求められた場合には、速やかに報告書を提出すると共にその原因となった事例の改善について書面で甲に提出しなければならない。
  - 4 甲は、不定期に産地判別調査を行うことができる。産地判別調査の結果、必要と認めるときは、乙に必要な措置を命じることができる。

# (取引停止)

- 第12条 甲は、次に掲げる項目に該当するときは、乙に対して改善を指示、または取引を停止することができる。
  - (1) 乙が故意に又は、怠慢により、納入期限内に物資の納入を完了する見込みがないとき。
  - (2) 乙が食材納入業者として、食品衛生上不適格者と認められるとき。
  - (3) 乙から協定解除の申し出があったとき。
  - (4) その他、協定項目に違反し、甲が損害を被る恐れがあるとき。
  - 2 前項の規定により、乙が損害を受けても、甲は補填しない。

## (取引再開)

第13条 甲は、第12条において取引停止となった該当項目について、乙の改善が認められた場合は、取引を再開することができる。

(事故報告)

- 第14条 乙は、物資の納入に際し、事故が発生した場合は直ちに甲に報告し、適切な措置をとらなければならない。
  - 2 乙は、物資の納入中に発生した業務従事者の事故については、乙の責任において処理するものとする。

(法令の遵守)

第15条 乙は、この協定に定めるほか、関係法令、つくば市の諸規定等を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議し、その結果をもって、決定するものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務上知り得た秘密を他に利用し、又は他人に漏らしてはならない。

上記の協定の証として本協定書2部を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

令和 年(年)月日

つくば市研究学園一丁目1番地1

甲 つくば市

つくば市長 五十嵐立青印

住 所

乙 社 名

代表者